

秋葉区農政協議会設置要領

(名 称)

第1条 この協議会は秋葉区農政協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は次条に掲げる事項を協議すること及び第4条に掲げる事項を審議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は秋葉区地域に係る次の事項について協議する。

- (1) 農業振興地域整備計画に関する事項
- (2) 農業経営基盤強化に関する事項
- (3) 農業経営改善計画及び青年等就農計画に関する事項
- (4) その他地域農業の振興に必要な事項

(審議事項)

第4条 協議会は秋葉区地域に係る次の事項について審議する。

- (1) 農業経営改善計画に関する事項

(構 成)

第5条 協議会は、次に掲げる機関、団体の職員等から選出された者を委員とし、その委員をもって構成する。

- (1) 新津さつき農業協同組合
- (2) 新津郷土地改良区
- (3) 新潟県農業共済組合

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- (1) 会長は会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任 期)

第7条 委員及び役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

ただし、欠員により選出された委員及び役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議は会長が招集する。

2 前項の会議は必要に応じて文書による協議で処理することができるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は新潟市秋葉区産業振興課内に置く。

(農業経営改善指導チーム)

第10条 協議会の下に、秋葉区農業経営改善指導チーム（以下「指導チーム」という。）を設置する。

2 指導チームの構成は次に掲げる機関、団体の担当者と構成する。

- (1) 新潟市秋葉区農業委員会
- (2) 新潟県新潟地域振興局農林振興部（新潟県新潟農業普及指導センター）
- (3) 新津さつき農業協同組合

3 指導チームは、次の事項を協議する。

- (1) 農業の経営改善に関する相談
- (2) 農業経営改善計画及び青年等就農計画の作成・指導
- (3) 農業経営改善計画及び青年等就農計画の適否決定

(意見の聴取)

第11条 会長は必要に応じて委員以外の者から意見を聴取することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年5月15日から施行する。
- 2 最初の役員及び委員の任期は第7条の規定にかかわらず施行の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成26年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。